

資料調査 出雲国風土記写本の調査（十五）

島根県古代文化センター 風土記調査研究班

佐藤 雄一

野々村 安浩

小序

古代文化センターで実施している風土記調査事業のうちの『出雲国風土記』等の写本の調査内容を『古代文化研究』誌上で、その書誌的内容を報告してきた（『古代文化研究』第十二号所載「資料調査 出雲国風土記写本の調査（一）」小序二〇〇四年 参照）。

平成三十年（二〇一八年）に実施した『出雲国風土記』写本の調査は次のとおりである。

一、菅野雅雄博士旧蔵『出雲国風土記』写本

所在・調査地 個人蔵・島根県古代文化センター

調査日 平成三十年（二〇一八年）十月十五日

（調査者 吉永壮志・佐藤雄一・野々村安浩）

*この写本は平成三十一年二月七日に撮影し、デジタルデータは当センターで保管している。

*本写本について、廣岡義隆氏は「菅野本」と呼称する（『蓬左文庫本から日御崎本へ』『蓬左文庫本出雲国風土記影印・翻刻』塙書房 二〇一八年）。また、調査当時の所蔵者である廣岡氏作成の調査資料が同梱されている。本稿は、これらも参照していることを付記する。

写本の調査にあたり、廣岡義隆様のご高配に感謝申し上げます。次に、資料の概要について報告する。

*本報告では、写本の体裁表記については次の略号を使用する。

／ は改行、□は判読できない文字、双行は（ ）。

丁数および丁面の表・裏は、二丁オ、三丁ウ のように記す。

一、菅野雅雄博士旧蔵『出雲国風土記』写本

（1）資料について

資料名…出雲国風土記

（2）写本の概要

【装丁】 袋綴 四穴 一冊

帙入り（題簽「出雲国風土記」鉛筆書）※帙は近年のもの

【法量】 縦二七・四cm×横一九・四cm（見開き三八・八cm）

【丁数】 六十三丁（本文六十一丁）

本文半丁面九行、一行十八字詰

【外題】 「出雲国風土記」題簽ナシ

【内題】 「出雲国風土記」※表紙綴じ紙内側「出雲国風土記 全」墨書

アリ

【蔵書印等】表紙遊び紙中央に陰刻、朱方印「菅野／蔵書」

一丁オ下に陽刻、朱方印「菅野／蔵書」

【奥書等】 ナシ *裏表紙綴じ紙内側に本文最終丁と同じく、風土記奥書

(天平五年…) 墨書アリ

【書写上の特徴】

*写本中にみえる挿入符には、朱筆や墨書による文字補充だけでなく、見せ消ちの役割を持つものもある。

*記事内容が同一行内ではかの項目に移る時は、その文字の頭に朱筆

「○」により示す場合がある。

〔頭注・書き込み等〕

(本文四丁オ 三行 一字目)

「ゝ」を「○」で抹消

(本文四丁オ 五行 六字目)

「与」右傍書「而」

(本文五丁オ 五行 三字目と四字目の間)

「黒。閉」挿入符に「葛」

(本文六丁ウ 三行 一字目と二字の間)

「箭。鋒」挿入符により朱筆「鋭」

(本文六丁ウ 六行 六字目)

「者」字を朱筆で見せ消ちし、墨傍書「有」

(本文九丁オ 七行 十三字目)

「予」字を墨筆で見せ消ちし、墨傍書「市」

(本文九丁ウ 二行 十字目)

「神」の右傍書「押」

(本文九丁ウ 四行 十六字目)

「置。造」 墨挿入「君」

(本文十丁オ 一行)

守イ 「加豆比乃高。社」 「イ」の抹消

*傍書の「森」字を削り消した後「守」字に改めている。

(本文十丁オ 四行)

「斯保祢社」 「祢」字に抹消符し「弥」

(本文十丁オ 五行)

「予原社」 「予」字に抹消符し「市」

「久来社」 「来」字に引き出し線し「式作米」

「布吾弥社」 「弥」字の編「ネ」を「弓」に重ね書き

(本文十丁オ 六行)

「寄道社」 「寄」字 右傍書「完」

(本文十丁オ 七行)

「同狭井高。社」 「○」字に引き出し線「守」

(本文十丁オ 八行)

「野代社」 「代」字に引き出し線「城」、「城」字抹消

(本文十丁ウ 二行)

「所置」 「置」字に右傍書あり 抹消されており判読できず。

左引き出し線し「並」

(本文十丁ウ 三行)

「在社祇官」 「社」字 朱筆で抹消し「神」、「官」字は後筆

「宇由比社」 「由」字 朱筆で抹消し「ゝ」右朱傍書「田」、

後墨書で抹消し、「由」字に再訂正

(本文十丁ウ 八行)「九所置不／在神祇官」

「置」字に引き出し線し「並」、「並」字は「并」字に重ね書き

- 「不」字は「一」に後補カ
- 「在」字は「右」字あるいは「右」字に重ね書き
- 「官」字は「予」字に重ね書き
- (本文十一丁オ 三行) *熊野山条
- 「有檜檀」 「檀」字 引き出し線し「桓欵」
- (本文十一丁オ 四行) 「久多美山」と(五行)「押名樋野」の間に
- 「玉作山 郡家正南州二里 有垣」挿入
- *この十一丁オのみ、半丁十行
- (本文十一丁ウ 三行)
- 「鷄」字に引き出し線し、傍書「鷄輿皆效此」
- (本文十二丁オ 七行)
- 「入玉作川」の「入」字と「玉」字の間に朱筆「〇」
- *改行の意カ
- (本文十二丁ウ 二行九字目) *宍道川条
- 「正南」の「南」字 墨抹消符し右墨傍書「西」
- (本文十二丁ウ 七行)
- 「羽嶋(有/幡)」の「幡」字 抹消符し朱筆「幡」
- *「幡」字はもと「幡」を「幡」に重ね書き
- (本文十三丁オ 九行)
- 「初位上動業臣」の「動」字に左引き出し線し「勳欵」
- (本文十四丁オ 七行)
- 「朝酌。郡」の「。」の右傍書「郷」
- (本文十四丁ウ 七行)「〇美保郷」、(本文十五丁オ 四行)「〇加賀郷」
- 「〇」は朱筆、※「〇」は改行の意味を表す。
- (本文十五丁オ 七行 十一字)
- 「渡」字を見せ消し、左朱筆傍書「度」
- (本文十五丁オ 十行) 「餘戸里」の一行を後補
- ※この十五丁オのみ、半丁十行
- (本文十五丁ウ 三行)「千醢」
- 「醢」を「酌」とし、墨で抹消の上傍書「酌」
- (本文十六丁オ 七行 九字・十一字)
- 「赤銅白銅」の「銅」字 朱で抹消し右朱傍書「桐」
- (本文十六丁オ 八行〳九行)
- 「草川」
- ※改行の意味を表す。
- (本文十六丁ウ 一行十二字目、四行十五字目)
- 「入々海」 「々」左傍書「于」
- (本文十六丁ウ 三行〳四行)
- 「丈鳥川」
- ※改行の意味を表す。
- (本文十六丁ウ 九行)
- 「〇法吉陂」の朱「〇」
- ※改行の意味を表す。
- (本文十七丁オ 四行)
- 「〇美能夜池」の朱「〇」
- ※改行の意味を表す。
- (本文十七丁オ 七行 七字目)
- 「野」に朱抹消「ヒヒ」 朱右傍書「原」
- (本文十七丁ウ 九行 十四字目)
- 「測」字左傍書「測」
- (本文十八丁ウ 一行 十四字目)
- 「此鳥」 「鳥」字の右傍書「嶋欵」

- (本文二十二丁オ 八行)
 「主政従六位上勲業蝮朝臣」の「勲」字の「」は後補
- (本文二十二丁ウ七行 十六字目)
 「坐」字 「生」字に重書
- (本文二十四丁オ 六行)
 「以下 十五所」 「下」字墨抹消し、右墨傍書「上」
- (本文二十四丁ウ 一行十八字目)
 「八十歩」 「歩」字に朱抹消「ヒ」、朱右傍書「丈」
- (本文二十五丁ウ 八行二字目)
 「漂」 「漂」字に墨抹消「〇」、左墨傍書「深」
- (本文二十六丁ウ 二行九字〜十字目)
 「社部」 「社部」を墨抹消「〇」し、右墨傍書「刑部」
- (本文二十六丁ウ 六行三字目左)
 「有松ノ之株」 「之」字に墨抹消「〇」、墨左傍書「三」
- (本文二十九丁オ 二行)
 「許定社」 「定」字 墨抹消「ミ」、右墨傍書「豆式」
- (本文二十九丁オ 七行)
 「阿年知社」 「年」字 墨抹消「〇」、右墨傍書「牟」
- (本文二十九丁ウ 一行十四字目)
 「鬼」 「鬼」に墨抹消「ミ」 右墨傍書「崽」
- (本文二十九丁ウ 六行十三字目)
 「兩」 右墨傍書「雨」
- (本文二十九丁ウ 九行十四字目)
 「休」 「休」字に墨抹消「ヒ」、右墨傍書「伏」
- (本文三十丁オ 一行十八字目)
- 「銅」 「銅」字に抹消「〇」、右墨傍書「桐」
- (本文三十丁ウ 六行一字目)
 「菜」 「〇」(判読不能)「字に重書
- (本文三十二丁オ 四行六字目)
 「至」 「主」字に重書
- (本文三十二丁オ 五行三〜四字)
 「以。健」 「〇」に墨挿入符し、右墨傍書「号」
- (本文三十二丁ウ 一行十四字目)
 「薦」字 「草冠」は後補カ
- (本文三十二丁ウ 九行十八字〜十九字)
 「将。奉」 「〇」に墨挿入符し、右墨傍書「作」
- (本文三十三丁ウ 一行十七字目)
 「天神」 「天」字に墨抹消「シ」、墨傍書「大」
- (本文三十四丁オ 七行)
 「放太放社」 二つの「放」字に墨抹消「〇」ともに右墨傍書「弥」
- (本文三十四丁オ 八行)
 「故努婆社」 「故」字に引き出し線「弥カ」
- (本文三十四丁オ 九行)
 「守加社」 「守」字に右墨傍書「字」
- (本文三十四丁ウ 一行)
 「加立利社」 「立」字に墨抹消「〇」 右墨傍書「毛」
- (本文三十四丁ウ 二行)
 「鳥屎社」 「屎」字の右墨傍書「屋式」
- (本文三十四丁ウ 七行)
 「放陀放社」 二つの「放」字に墨抹消「〇」ともに右墨傍書「弥」

- (本文三十五丁オ 二行)
 「同。受支社」 「。。」 右墨傍書「阿」
 (本文三十五丁オ 八行)
 「同。努社」 「。。」 右墨傍書「伊」
 (本文三十六丁オ 二行)
 「」 出雲御崎山
 「」 ※改行の意味を表す。
 (本文三十八丁ウ 二行)
 「楯。郡」 「。。」 朱挿入符、右朱傍書「縫」
 (本文三十九丁ウ 一行三字目)
 「郷」 抹消「ヒ」 右墨傍書「驛」
 (本文三十九丁 六行五字目)
 「朝山」
 「」 ※改行の意味を表す。
 (本文三十九丁 九行)
 「○置郷」 「○」朱筆 ※改行の意味を表す。
 (本文四十丁オ 五行 十八字目)
 「表」 墨抹消 右墨傍書「哀」
 (本文四十丁オ 八行)
 「○高岸郷」 「○」朱筆 ※改行の意味を表す。
 (本文四十丁ウ 三行 五字目)
 「属」 「属」字に墨抹消「ミ」、墨傍書「属」
 (本文四十一丁オ 二行四字目)
 「阿佗加夜怒多伎比賣」 「怒」字に墨抹消「○」、左墨傍書「努」
 (本文四十一丁ウ 三行)
 「義久我社」 「義」字に墨抹消、右墨傍書「美」
 「阿瀆理社」 「瀆」字に墨抹消、右墨傍書「須」
 (本文四十一丁ウ 五行)
 「久泰為社」 「泰」字に墨抹消、右墨傍書「奈」
 (本文四十一丁ウ 七行)
 「国持社」 「持」字 右墨傍書「村式」
 (本文四十二丁オ 一行)
 「同久奈子社」 「子」字は「于」字に重書
 「子」字の右墨傍書「□」(判読不能) 子坎」を抹消
 (本文四十二丁ウ 六行九字目)
 「自」 「自」字に右墨傍書「白イ」
 (本文四十二丁ウ 九行九字目)
 「白柏」 「柏」字に右墨傍書「桐」
 (本文四十四丁ウ 四行)
 「外従位上」 「従」字に墨抹消「ヒヒ」、墨傍書「初」
 (本文四十四丁ウ)
 「熊谷郷」 「熊」字の「」は後補カ、頭注アリ
 ※頭注「神代卷云熊成／峰是也成與谷／通訓谷云多利」
 (本文四十五丁オ 六行十六字目)
 「令」 墨抹消「○」 右墨傍書「命」
 (本文四十五丁オ 七行四字目)
 「也」 「之」字に重書
 (本文四十五丁ウ 四行三字目)
 「任」 「任」字に朱抹消「○」、右朱傍書「在」
 (本文四十五丁ウ 三行)

- 「○飯石郡」 朱「○」 ※改行の意味の記号
- (本文四十六丁オ 五行十六字目)
- 「神」 「神」字に墨抹消「ヒヒ」、右墨傍書「命」
- (本文四十六丁オ 九行)
- 「多位社」 「倍」に右墨傍書「倍イ」、傍書「イ」に墨抹消「○」
- (本文四十六丁ウ 三行)
- 「託知社」 「知」字に朱抹消「○」、右朱傍書「和」
- (本文四十七丁オ 一行十七字目)
- 「大」 「大」字に墨抹消「ミ」、右墨傍書「丈」
- (本文四十七丁オ 三行四字目)
- 「琴」 墨傍書「琴坎」の二字とともに朱抹消「○」
- (本文五十丁ウ 六行)
- 「才」 三澤社 「才」に墨抹消「○」
- ※細本などの「式」の誤写カ
- (本文五十丁ウ 六行)
- 「有神社官」 「社」字 墨抹消「○」、左傍書「祇坎」
- (本文五十丁ウ 七行)
- 「湯野社」 「野」字に墨抹消「ミ」、右墨傍書「野」
- ※「津」字に重書カ
- (本文五十丁ウ 八行)
- 「石壺。」 「。」に墨挿入、右墨傍書「社」
- (本文五十二丁オ 三行二字目)
- 「室屋川」 「屋」字の右墨傍書「原イ」
- (本文五十二丁オ 六行八字目)
- 「大山」 「山」字に朱抹消「○」、右朱傍書「上」

- (本文五十二丁ウ 五行五字目)
- 「源出玉峯山」 「源」字は「流」字に重書、右墨傍書「源」
- (本文五十三丁ウ 三行)
- 「屋内郷」 「内」字に右墨傍書「裏イ」
- (本文五十三丁ウ 四行)
- 「河内郷」 「河」「内」字とともに墨抹消「○」、右墨傍書「阿用」
- (本文五十三丁ウ 七行)
- 「来以郷」 「以」字に墨抹消「○」、右墨傍書「次」
- (本文五十五丁オ 八行七字目)
- 「塩」 「塩」字 墨抹消「○」、右墨傍書「垣」
- (本文五十五丁オ 九行五字目)
- 「以」 右墨傍書「次」
- (本文五十五丁ウ 一行七字目)
- 「樋」 「通」字に重書、ルビ「ミチ」は抹消「ヒ」
- (本文五十五丁 七行七字目)
- 「父」 「父」に朱抹消「○」、右朱傍書「父」
- (本文五十六丁オ 二行)
- 「迂乃庭社」 「庭」字 墨抹消「○」、右墨傍書「遅」
- (本文五十六丁ウ 五行十四字目)
- 「昭」 「昭」字に墨抹消「○」、右墨傍書「日子」
- (本文五十六丁ウ 八行)
- 「○松置(岡)山」
- 「○」 朱筆 ※改行の意味を表す。
- 「松」字に墨抹消「○」、右墨傍書「船」

（本文五十六丁ウ 九行七字目）

「船」 「松」字に重書

（本文五十九丁ウ 四行十七字目）

「家」 「家」字 朱抹消「〇」、右朱傍書「東」

（本文五十九丁ウ 八行九字目）

「得」 「得」字 右墨傍書「侍イ」

【本写本について】

（イ）本写本は、島根郡の神社名の一部を欠脱している、いわゆる「脱落本系」の写本である。

（ロ）本写本は、平成三十一年一月に島根県教育委員会へ寄贈を受け、現在は島根県立古代出雲歴史博物館が所蔵している。